

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金・暖房費助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の現金を支給しています。また、原油価格高騰を踏まえて灯油購入費の一部(5千円)も合わせて助成しています。

給付金の支給額

臨時特別給付金 1世帯あたり **10万円**

暖房費助成金 1世帯あたり **5千円**

支給対象と手続き方法

届いた書類の返送が必要

住民税非課税世帯

基準日時点(令和3年12月10日)で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

対象者には、すでに確認書を送付済みです。必要事項を記入し、返送してください。

返送期限：確認書を発送した日より3カ月以内

※DVなどで避難中の方も、臨時特別給付金をご自身で受給できる可能性がありますので、七尾市臨時特別給付金コールセンターまで連絡してください。

申請が必要

家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入額が減少し、世帯全員のそれぞれの収入見込額が住民税均等割非課税水準以下と認められる世帯

対象と思われる人は、自己申告が必要です。

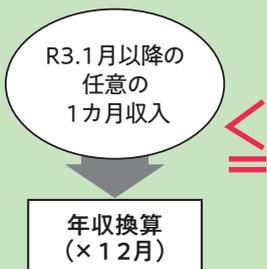
まずは七尾市臨時特別給付金コールセンターまで連絡してください。

申請に必要な書類(申立書、申請書)を送付しますので、必要事項を記入し、返送してください。

申請期限：9月30日(金)まで

家計急変世帯

所得要件の目安表 (世帯合計ではなく、世帯員それぞれの収入などで判定します)



※所得は令和3年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額、経費などを減額して算出

家族構成例	収入額	所得額
単身または扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	2,497,000円	1,668,000円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない減収の場合は対象外です。

問い合わせ

七尾市臨時特別給付金コールセンター
☎53-2150 受付時間 平日10:00~17:00

申請窓口

七尾駅前パトリア3階 市民ロビー
受付時間 平日10:00~17:00

問 福祉課 ☎53-3625